

会

議

午前10時 0分開議

議長（増田 清君） おはようございます。

出席議員が定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

直ちに本日の会議を開きます。

議第53号～議第62号の委員長報告・質疑・討論・採決

議長（増田 清君） 日程により、昨日総務文教委員会に付託いたしました議第53号 下田市特別職の常勤職員給与支給条例の一部を改正する条例の制定について、議第54号 下田市教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議第55号 下田市職員の給与に関する条例及び下田市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議第56号 下田市特別職等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議第57号 平成22年度下田市一般会計補正予算（第4号）、議第58号 平成22年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）、議第59号 平成22年度下田市介護保険特別会計補正予算（第2号）、議第60号 平成22年度下田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）、議第61号 平成22年度下田市下水道事業特別会計補正予算（第3号）、議第62号 平成22年度下田市水道事業会計補正予算（第2号）、以上10件を一括議題といたします。

これより総務文教常任委員長、田坂富代君から委員会における審査の経過と結果について、報告を求めます。

7番。

〔総務文教常任委員長 田坂富代君登壇〕

総務文教常任委員長（田坂富代君） 総務文教常任委員会審査報告書。

本委員会に付託された議案は審査の結果、次のとおり議決すべきものと決定したので報告します。

記。

1. 議案の名称。

1) 議第53号 下田市特別職の常勤職員給与支給条例の一部を改正する条例の制定について。

2) 議第54号 下田市教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

3) 議第55号 下田市職員の給与に関する条例及び下田市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

4) 議第56号 下田市特別職等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

5) 議第57号 平成22年度下田市一般会計補正予算(第4号)(本委員会付託事項)。

6) 議第58号 平成22年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)(人件費)。

7) 議第59号 平成22年度下田市介護保険特別会計補正予算(第2号)(人件費)。

8) 議第60号 平成22年度下田市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)(人件費)。

9) 議第61号 平成22年度下田市下水道事業特別会計補正予算(第3号)(人件費)。

10) 議第62号 平成22年度下田市水道事業会計補正予算(第2号)(人件費)。

2. 審査の経過。

11月24日、第1委員会室において、議案審査のため委員会を開催し、市当局より鈴木総務課長の出席を求め、説明を聴取の上、慎重に審査を行った。

なお、委員会での各委員の質疑等の発言の要旨は会議録記載のとおりである。

3. 決定及びその理由。

1) 議第53号 下田市特別職の常勤職員給与支給条例の一部を改正する条例の制定について。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

2) 議第54号 下田市教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

3) 議第55号 下田市職員の給与に関する条例及び下田市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

4) 議第56号 下田市特別職等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

5) 議第57号 平成22年度下田市一般会計補正予算(第4号)(本委員会付託事項)。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

6) 議第58号 平成22年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)(人件費)。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

7) 議第59号 平成22年度下田市介護保険特別会計補正予算(第2号)(人件費)。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

8) 議第60号 平成22年度下田市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)(人件費)。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

9) 議第61号 平成22年度下田市下水道事業特別会計補正予算(第3号)(人件費)。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

10) 議第62号 平成22年度下田市水道事業会計補正予算(第2号)(人件費)。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

以上でございます。

議長(増田 清君) ただいまの総務文教常任委員長の報告に対し、質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(増田 清君) これをもって総務文教常任委員長に対する質疑を終わります。

ご苦労さまでした。

委員長報告と質疑が終わりました。

これより各議案について、討論・採決を行います。

まず、議第53号 下田市特別職の常勤職員給与支給条例の一部を改正する条例の制定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第53号 下田市特別職の常勤職員給与支給条例の一部を改正する条例の制定については委員長の報告どおり、これを可決することに決定いたしました。

次に、議第54号 下田市教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第54号 下田市教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の制定については委員長の報告どおり、これを可決することに決定いたしました。

次に、議第55号 下田市職員の給与に関する条例及び下田市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第55号 下田市職員の給与に関する条例及び下田市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定については委員長の報告どおり、これを可決することに決定いたしました。

次に、議第56号 下田市特別職等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第56号 下田市特別職等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定については委員長の報告どおり、これを可決することに決定いたしました。

次に、議第57号 平成22年度下田市一般会計補正予算（第4号）について討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第57号 平成22年度下田市一般会計補正予算（第4号）は委員長の報告どおり、

これを可決することに決定いたしました。

次に、議第58号 平成22年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第58号 平成22年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）は委員長の報告どおり、これを可決することに決定いたしました。

次に、議第59号 平成22年度下田市介護保険特別会計補正予算（第2号）についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第59号 平成22年度下田市介護保険特別会計補正予算（第2号）は、委員長の報告どおり、これを可決することに決定いたしました。

次に、議第60号 平成22年度下田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第60号 平成22年度下田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は委員長の報告どおり、これを可決することに決定いたしました。

次に、議第61号 平成22年度下田市下水道事業特別会計補正予算（第3号）についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第61号 平成22年度下田市下水道事業特別会計補正予算（第3号）は委員長の報告どおり、これを可決することに決定いたしました。

次に、議第62号 平成22年度下田市水道事業会計補正予算（第2号）についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第62号 平成22年度下田市水道事業会計補正予算（第2号）は委員長の報告ど

おり、これを可決することに決定いたしました。

議長（増田 清君） 以上で、本臨時会に付議されました案件の審議はすべて終了いたしました。

これをもって平成22年11月下田市議会臨時会を閉会といたします。

ご苦労さまでした。

午前10時14分閉会